

税務・財務情報 第2002号

所得税の計算構造が大きく変わります！

～ 平成 30 年税制改正による所得税の改正について ～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

所得税の計算構造が大きく変わります！

～ 平成 30 年税制改正による所得税の改正について ～

1 はじめに

令和元年 12 月 20 日、企業の 5G 設備などへの投資の優遇や、未婚のひとり親支援などが盛り込まれた、令和 2 年度税制改正大綱が閣議決定されました。詳しい内容については本稿では触れませんが、今後国会での審議・採択を経て関係法案が改正・施行される予定です。

今回は、平成 30 年の税制改正によって今年（令和 2 年分）以降の所得税の計算構造が大きく見直されていますので、その内容についてご紹介します。

2 給与所得控除の見直し

給与所得は、給与等の収入金額から、勤務に伴う必要経費等の概算控除として、給与の収入金額に応じた給与所得控除額を差し引いて計算しますが、令和 2 年分よりその控除額が一律 10 万円引き下げられることになりました（以下の表参照）。また、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が、850 万円（改正前 1,000 万円）となり、給与所得控除の上限額は 195 万円（改正前 220 万円）に引き下げられました。

< 給与所得控除額の計算表（令和 2 年以降） >

給与等の収入金額	給与所得控除額
180 万円以下	収入金額×40%-10 万円 (55 万円に満たない場合は 55 万円)
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円
850 万円超	195 万円（上限）

3 公的年金等控除の見直し

公的年金等の所得は、年金の収入金額から公的年金控除額を差し引いて計算しますが、令和 2 年分よりその控除額が一律 10 万円引き下げられることになりました。また、年金収入が 1,000 万円を超える場合の公的年金控除額には 195 万 5 千円（改正前上限なし）の上限が設けられました。

また、給与所得や事業所得など、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合には改正後の公的年金等控除額からさらに 10 万円が、2,000 万円を超える場合には改正後の公的年金等控除額からさらに 20 万円が引き下げられます。

4 青色申告特別控除額の見直し

事業を行う個人事業主が、青色申告の申請を行って正規の簿記の原則により記帳をし、その記帳に基づいて法定申告期限内に正しい申告をする場合には、青色申告特控除の適用を受けることができますが、令和 2 年分よりその控除額が最高 65 万円から 55 万円へ引き下げられることになりました。

ただし、確定申告書・青色申告決算書等を e-Tax による申告（電子申告）で行う場合または、その年の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う場合には、引き続き最高 65 万円の青色申告特別控除を適用することができます。

5 基礎控除の見直し

基礎控除とは、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用される所得控除をいいます。上記のとおり、給与所得控除や公的年金等控除の控除額が引き下げられましたが、基礎控除は 48 万円へと 10 万円引き上げられることになりました。すなわち、給与所得控除や公的年金等控除の控除額が基礎控除へ振替えられています。

ただし、その年の合計所得金額が 2,400 万円を超える個人については、以下の表のとおり、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととなりました。

その年の合計所得金額	基礎控除の控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円

6 所得金額調整控除

所得控除の計算方法が見直されたことによって、一定の状況にある者の負担増が生じないように、新たに所得金額調整控除が創設されました。給与所得者の場合、給与等の収入金額が850万円を超える者で、①本人が特別障害者である場合、②23歳未満の扶養親族を有する場合、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（上限1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を所得金額調整控除として控除できます。なお、夫婦がともに上記の要件を満たす場合、所得税法上の扶養控除はいずれか一方のみが適用できますが、所得金額調整控除は双方ともに適用することができます。

また、給与所得控除や公的年金等控除の控除額が基礎控除へ振替えされたことに伴って、給与と年金の両方の収入を有する者の負担増が生じないように、双方の収入がある場合には一方に係る控除のみが減額されることとなります。

7 まとめ

今回は平成30年の税制改正によって令和2年分以降の所得税の計算構造が見直されたことについてご紹介しました。大きな変更点の一つは、平成7年の改正から過去20年以上変更されてこなかった基礎控除の引き上げです。基礎控除は、扶養親族に該当するかの判定などに用いられるため、今年以降の年末調整や確定申告の際には注意が必要です。

給与所得控除や公的年金控除の引き下げは、一般的なサラリーマンや年金受給者には影響が少ないものの、高額な収入がある場合には大きな影響があるようです。特に所得が高い人は基礎控除の控除額がなくなるなど、税負担の増加は大きくなります。一方で、給与所得者の子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者などには、負担増が和らげられるように所得金額調整控除が創設されています。

今回の改正は、昨今の働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援するといった観点から行われたもので、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくとの考え方によっています。ただ、全体としては約780億円の増税となる見通しで、かつ、相互の控除のバランスをとるためか、複雑な制度となっていることも否めないと感じます。

「働き方改革」の後押しを目的とする税制改正は今後もしばらく続くと考えられます。ご不明点がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

執筆者 土肥 厚太郎